

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

2つの取引所に上場されている株式の評価

Q：上場株式の評価額を計算する場合に、ある銘柄は住所地に近い証券取引所の株価を選択し、ある銘柄は発行会社の本店の所在地に近い証券取引所の株価を選択するといったことは認められますか。

A：認められます。

【解説】

上場株式は証券取引所が全国に8カ所もあり、同じ銘柄が2以上の証券取引所に上場されている例も多く見受けられます。しかし、地方の証券取引所は出来高も少なく、東京又は大阪証券取引所の写真相場でもあることが多いようですから、証券取引所が異なることによって生ずる株価の値幅は、極めて小さいのが普通のようなのです。

評価通達によりますと、2以上の証券取引所に上場されている株式については、原則として、その株式の発行会社の本店所在地の最寄りの証券取引所が公表する価格によって評価することとしています。

ただし、納税義務者の納税地の最寄りの証券取引所が公表する価格を選択したときはその価格によって評価してもよいこととされています。

納税地とは、一般的に相続税の場合には、被相続人の死亡の時にける住所地、贈与税の場合には受贈者の住所地をいいます。

